

苓北町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

— 第5期計画 —



令和7年3月策定

熊本県苓北町

～ 目 次 ～

第1章 実行計画策定の背景	- 1 -
1 地球温暖化とは	- 1 -
2 地球温暖化が与える影響	- 2 -
3 国際的な動きと我が国の対応	- 3 -
4 国内の動向と苓北町の取り組み	- 4 -
第2章 基本的事項	- 7 -
1 実行計画の目的	- 7 -
2 計画の期間	- 7 -
3 計画の範囲	- 7 -
(1) 温室効果ガスの種類と我が国の現状	- 7 -
(2) 算定対象とする温室効果ガス	- 8 -
(3) 対象施設	- 9 -
4 苓北町の現況	- 10 -
(1) 苓北町における温室効果ガス排出量	- 10 -
(2) 燃料別の使用状況	- 11 -
(3) 温室効果ガスに直接換算しないものについて	- 14 -
第3章 目標	- 15 -
1 計画の目標	- 15 -
(1) 第4期計画の目標に対する削減結果	- 15 -
(2) 措置の目標	- 15 -
(3) 苓北町の温室効果ガス総排出量削減目標	- 16 -
第4章 取り組み	- 17 -
1 取り組み事項	- 17 -
(1) 物品等の購入にあたっての取組	- 18 -
(2) 建物の管理・物品の使用等にあたっての取組	- 19 -
(3) その他の事務・事業に当たっての環境保全への取組	- 21 -
第5章 推進と点検・評価	- 22 -
1 推進、点検及び評価	- 22 -
(1) 計画の推進・点検体制	- 22 -
(2) 計画の評価方法	- 23 -
(3) 職員の取り組み等	- 23 -
第6章 公表・その他	- 23 -
1 点検結果の公表	- 23 -
2 その他の地球温暖化への取り組み	- 23 -
苓北町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）運用の手引き	- 24 -

苓北町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第5期計画

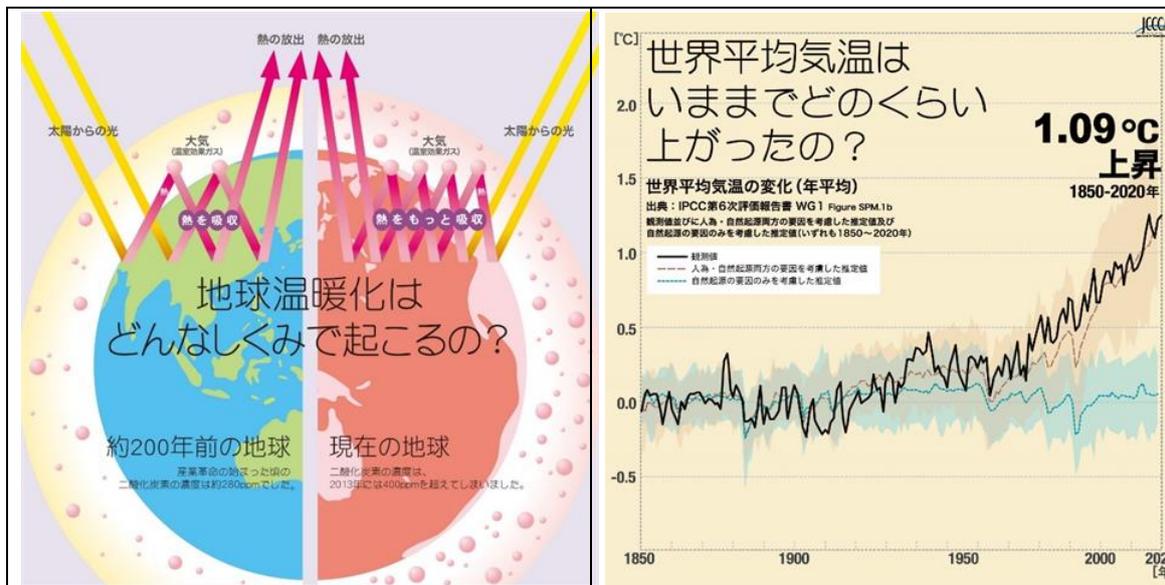
第1章 実行計画策定の背景

1 地球温暖化とは

大気中の二酸化炭素（以下「CO2」という。）等のガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。

太陽から地球に降り注ぐ光が地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めています。温室効果ガスが大気に排出され、大気中の濃度が高まると熱の吸収が増え気温が上昇します。これが「地球温暖化」です。

産業革命以降、石炭や石油などをエネルギー源として大量に使用するようになり、大気中の CO2 の濃度が上昇しています。「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」第6次評価報告書」では、1850年から2020年の間に世界の平均気温が1.09℃上昇したことが報告されています。



地球温暖化のメカニズム

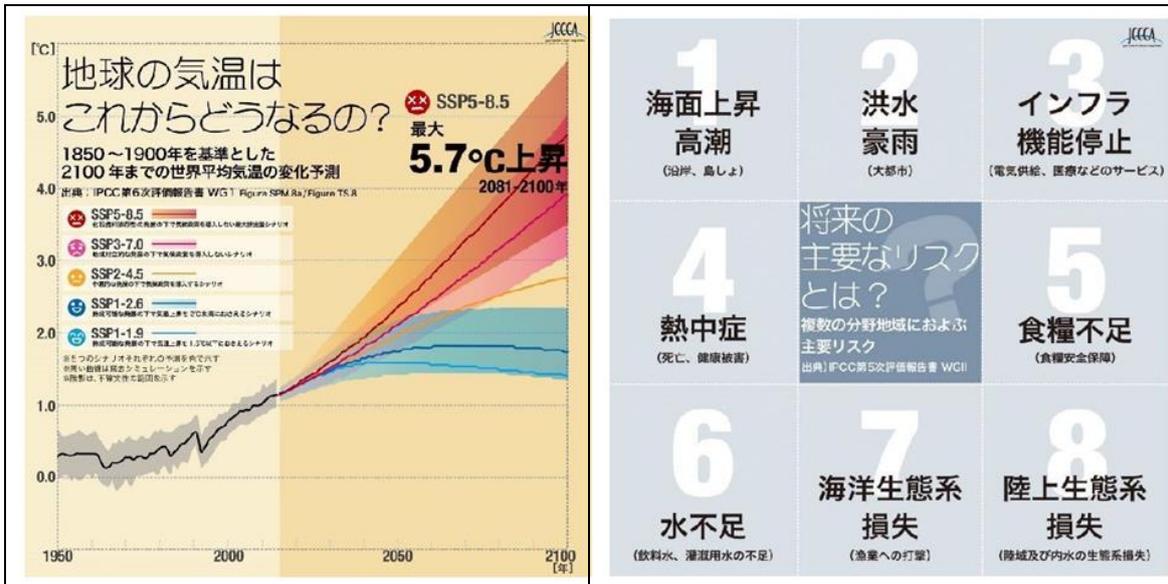
出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター
世界平均気温の現状

2 地球温暖化が与える影響

地球温暖化は、その影響の範囲や深刻さに鑑みて、生物の生存に関わる最も重要な環境問題のひとつです。「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書」では、自然科学的な見地から地球温暖化について次のとおり指摘しています。

- 人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。
- 世界平均気温は、本報告書で考慮した全ての排出シナリオにおいて、少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続ける。向こう数十年の間にCO₂及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に、地球温暖化は1.5℃及び2℃を超える。
- 自然科学的な見地から、人為的な地球温暖化を特定のレベルに制限するには、CO₂の累積排出量を制限し、少なくともCO₂正味ゼロ排出を達成し、他の温室効果ガスも大幅に削減する必要がある。

地球温暖化の進行は、洪水や干ばつといった異常気象の頻発化、氷床の融解による海面の上昇、生物季節や分布の変化、農作物への影響など、自然生態系から我々の生活全般に至るまで広範囲な影響をもたらしています。



世界平均気温の変化予測

出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター
気候変動による将来の主要なリスク

3 国際的な動きと我が国の対応

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

2015年9月、ニューヨーク国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、国際社会が2030年に向けて持続可能な社会の実現のために取り組むべき課題を集大成した新たな国際的な枠組みとして、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この中では、「持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)」(以下「SDGs」という。)として、17の目標と目標ごとに設定された169のターゲットが盛り込まれており、このうち「13(気候変動に具体的な対策を)」では、気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取ることを目標としています。



出典) 国際連合広報センター

SDGs の 17 の目標

(2) パリ協定

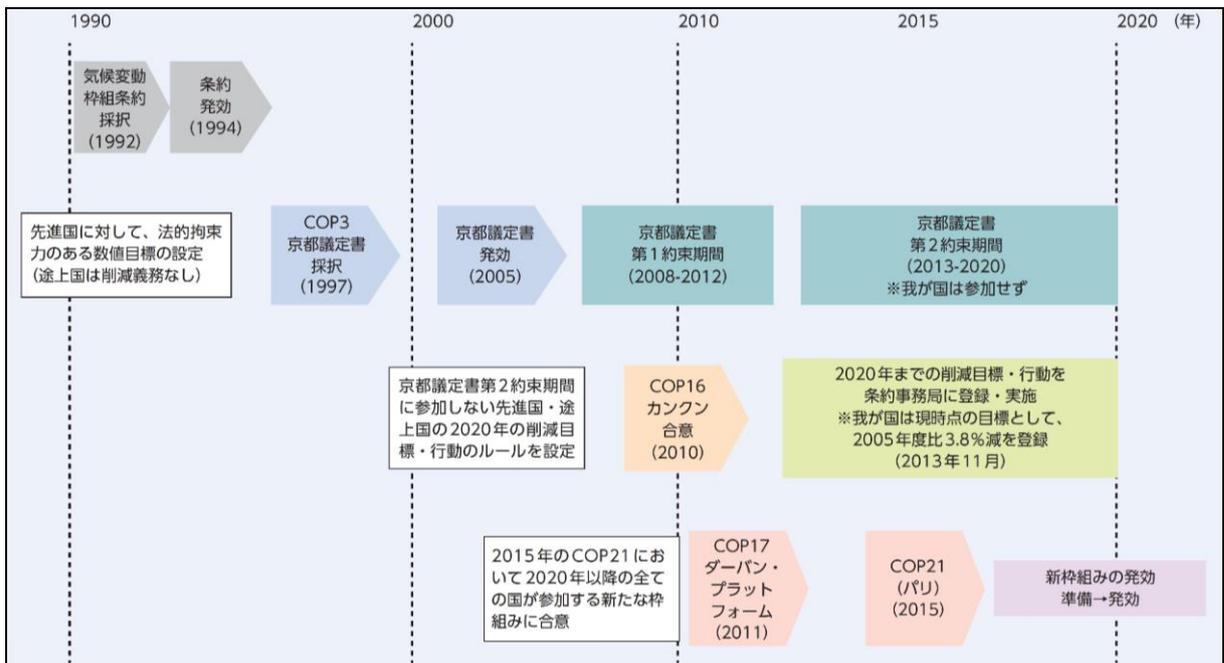
温室効果ガスの排出削減の取組は、1997年に採択された「京都議定書」に基づき、先進国を中心に進められてきました。しかし、温室効果ガスの排出量は、世界全体の約6割が途上国から排出されており、今後も増加が予測されることから、世界全体での対策が求められてきました。

これを受けて、2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、196の国と地域が2020年以降の温暖化対策に取り組む新たな枠組みとして「パリ協定」が採択され、2016年11月には、採択から1年足らずで協定の発効に至りました。

パリ協定では、全ての国と地域が2020年以降の温室効果ガスの削減目標を提出し、目標値を5年ごとに削減量を増やす方向で見直すこと、世界共通の長期目標として気

温上昇を2℃未満に抑える目標を設定すること、今世紀後半に地球の気温上昇を産業革命以前と比べ、1.5℃に抑える（現在は同1.09℃上昇）努力を追求することなどが決定されました。また、世界全体で今世紀後半には、人類の活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく方針を打ち出しています。

2023年11月から12月に開催された国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)では、パリ協定下で初めてグローバル・ストックテイクに関する決定が行われ、1.5℃の気温上昇の維持には、緊急な行動が必要であること、また世界全体の温室効果ガスの排出量を2030年までに43%、2035年までに60%削減する必要があることが改めて認識されました。



出典) 環境省

パリ協定発効までの経緯

4 国内の動向と苓北町の取り組み

(1) 脱炭素社会への移行

菅内閣総理大臣（当時）は、2020年10月の所信表明演説で、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、その後国内においても脱炭素社会実現への機運が急速に高まっています。また昨今、2050年までにCO₂の排出を実質ゼロにすることを目指す地方公共団体（ゼロカーボンシティ）が増えつつあり、地域ごとに、脱炭素社会の実現に向けて国民・事業者と認識を共有し、地球温暖化対策の取組を加速化させ、具体的な取組を実践することが求められています。

(2) 地球温暖化対策計画

我が国では2016年5月、温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比で26%削減することを目標として掲げた「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。更に2021年10月には、同年4月の菅内閣総理大臣（当時）による所信表明演説を受けて、削減目標を46%に高めた「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

改定された地球温暖化対策計画は、CO₂以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

我が国における温室効果ガスの削減目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典) 地球温暖化対策計画 概要

(3) 気候変動適応計画

2018年6月、気候変動適応法（以下「適応法」という。）が成立し、我が国における適応策の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

適応法では、地方公共団体がそれぞれの区域の特徴に応じた適応策を推進するため、地域気候変動適応計画の策定に努めるとされています。

2018年11月には国の「気候変動適応計画」が策定され、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の役割や、あらゆる施策に適応を組み込むことなど、7つの基本戦略が示されるとともに、分野ごとの適応に関する取組が網羅的に示されています。また、2021年10月には、防災、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策を拡充した計画に変更され、分野ごとの取組が進められています。

苓北町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)第5期計画

5 県及び町の動向

県は2019年に「2050年熊本県内CO₂排出実質ゼロ」を宣言し、2021年に策定された環境基本指針並びに同計画においては、中間目標として「2030年までに県内の温室効果ガス排出量の50%削減を目指す」ことが明記されています。

本町では、2019年に「苓北町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)第4期計画」を、2023年には「同(区域施策編)」を策定するとともに、「苓北町脱炭素宣言」を行いました。【事務事業編の策定期限：第1期 2004年3月、第2期 2009年3月、第3期 2013年3月、第4期 2019年3月】

県及び町の動向

県の動向	2019年12月：2050年熊本県内CO ₂ 排出実質ゼロを宣言 2020年12月：第2次熊本県総合エネルギー計画 2021年7月：第四次熊本県環境基本指針(令和3～12年度(2021～2030年度))及び第六次熊本県環境基本計画(令和3～7年度(2021～2025年度))
町の動向	2019年3月：苓北町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)第4期計画 2023年4月：苓北町地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 11月：苓北町脱炭素宣言 2024年3月：苓北町第7次振興計画 第14期基本計画

苓北町脱炭素宣言

近年、地球温暖化が原因と考えられる気候変動の影響により、豪雨災害や猛暑など世界規模で深刻な気象災害が発生し、私たちの身近な生活環境にも様々な影響をもたらすことが懸念されます。

このような気候変動の問題に国際的に対応するため、2015年に合意されたパリ協定では「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」という世界共通の目標が掲げられ、この目標の達成に向けて、我が国も2020年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」ことを宣言しました。

地球温暖化対策を着実に推進していくためには、これまで以上に環境問題への強い危機意識を持ち、町民や事業者、行政が一体となって再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの更なる推進をはじめ、農地や山林、海洋の保全活動などに取り組む必要があります。

このような状況を踏まえ、苓北町においては施政方針である「人が輝き 地域が輝く まちづくり」の実現に向けて、美しい自然と悠久の歴史が調和した豊かな郷土を守り、次世代へ継承していくため2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言します。

令和5年11月27日

苓北町長 山崎 秀典

第2章 基本的事項

1 実行計画の目的

本実行計画の目的は、苓北町の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等を推進するための実行計画を策定し、地球温暖化防止の措置を講じることです。また、町が率先して地球温暖化防止対策に取り組むことで、事業者や町民の自主的な環境保全活動を啓発し、さらには苓北町全体の環境保全を達成することを期待するものです。

2 計画の期間

令和7年度から令和12年度(2030年度)までの6年間とします。計画実施の基準年については令和5年度とし、この年の温室効果ガスの総排出量及び電気・ガス使用量並びに紙使用量や水道使用量等を把握し、計画策定の資料としました。

3 計画の範囲

(1) 温室効果ガスの種類と我が国の現状

人為的に発生する温室効果ガスとしては燃料の燃焼に伴う二酸化炭素の寄与が最も多いですが、それ以外にもさまざまな発生源から排出されています。(表2-1)

表2-1 温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源	主な対策
エネルギー起源二酸化炭素	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
非エネルギー起源二酸化炭素	セメント製造、生石灰製造などの工業プロセスから主に発生。	エコセメントの普及など
メタン	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも2～3割を占める。	埋立て量の削減など
一酸化二窒素	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3～4割を占める。	高温燃焼、触媒の改良など
HFC(ハイドロフルオロカーボン類)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換等
PFC(パーフルオロカーボン類)	半導体製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換等
SF6(六フッ化硫黄)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体製造用などとして使用。	(絶縁ガス) 機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊等 (半導体) 製造プロセスでの改修等や代替物質、技術への転換等

* 「主な対策」は、将来的な技術開発の結果見込まれるものを含む。

日本の温室効果ガスの総排出量（各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数を乗じ合算したもの）は、令和4年度（2022年度）で二酸化炭素換算11億3,500万トンであり、地球温暖化対策計画基準年の排出量である14億700万トンと比べると、19.3%下回っています。（表2-2）

表2-2 日本の温室効果ガスの総排出量 (単位：百万 t-CO2)

項目	地球温暖化対策計画 基準年（2013年度） での排出量	2022年度 の排出量	基準年度比増減率
二酸化炭素	1,318.2	1,036.1	-21.3%
メタン	32.7	29.9	-8.6%
一酸化二窒素	19.9	17.3	-13.3%
代替フロン等4ガス	37.2	51.7	+39.0%
合計	1,407.0	1,135.0	-19.3%

※環境省ホームページより抜粋

(2) 算定対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの中でも二酸化炭素は排出量が最も多く、地球温暖化の影響度としては76.0%を占めています。本町では地球温暖化の主な要因となっている二酸化炭素のみを算定対象とし、その他の温室効果ガスについては本計画の進捗状況や当該温室効果ガスに大きく関係する施設を立地した場合などに応じて算定対象とします。

(3) 対象施設

本実行計画の対象とする施設は、苓北町が行う事務及び業務に係るもので、
(表 2-3) に示すとおりです。

表 2-3 対象施設一覧

分類	施設数	施設・組織
庁舎施設	1	・役場庁舎（教育委員会事務局含む）
福祉厚生施設	18	・富岡港船客待合所 ・老人福祉センター ・公民館（坂、富、都） ・苓北町総合センター ・苓北町町民総合センター（体・庭・武・備） ・温泉プール ・農村運動広場 ・新ふれあい館 ・保健センター ・集会所（坂・志） ・温泉センター ・坂瀬川グラウンド
学校施設	7	・小学校（4） ・中学校（苓・旧都） ・学校給食調理場
上下水道施設	121	・浄水場（6）＋他水道施設（67） ・浄化センター（3）＋マンホールポンプ場（45）
観光施設	22	・歴史資料館 ・ポンプ施設（白・水・都ダ） ・公園（大） ・ペーロン船格納庫（2） ・富岡ビジターセンター ・富岡海水浴場（2） ・観光トイレ（10） ・白岩崎キャンプ場 ・山陽公園散水栓
その他施設	5	・堆肥センター ・港湾（2） ・町営住宅 ・斎場

※消防施設については対象施設から除外した。

※略字 「坂→坂瀬川」、「都→都呂々」、「富→富岡」、「志→志岐」、「体→体育館」、「庭→庭球」、
「武→武道館」、「備→備蓄倉庫（サッカー場）」、「苓→苓北」、「白→白岩崎」、「水→水尻海岸」
「都ダ→都呂々ダム」、「大→大師山」

4 苓北町の現況

(1) 苓北町における温室効果ガス排出量

令和 5 年度における苓北町の事務及び事業に伴って発生する燃料別の温室効果ガスの排出量は以下の表のとおりです。(表 2-4)

温室効果ガスの総排出量は、1,710,388 kg-CO₂ であり、電力使用によるものが最も多くなっています。

表 2-4 燃料別温室効果ガス排出量 (単位 : kg-CO₂)

調査項目	温室効果ガス排出量
ガソリン	56,296
灯油	242,327
軽油	55,053
A重油	51,219
液化石油ガス(LPG)	12,825
電力	1,292,668
合計	1,710,388

施設分類別・燃料別の温室効果ガス排出量は次のとおりです。

施設分類別にみると、上下水道施設からの排出量が最も多く、次に福祉厚生施設、庁舎施設の順となっています。(表 2-5)

福祉厚生施設の中では、温泉センター、温泉プールで排出量が多くなっています。

表 2-5 施設分類別温室効果ガス排出量 (単位 : kg-CO₂)

施設分類	温室効果ガス排出量
庁舎施設	182,770
学校施設	217,832
福祉厚生施設	603,667
観光施設	26,576
上下水道施設	595,482
その他施設	84,061
合計	1,710,388

(2) 燃料別の使用状況

①ガソリン

令和5年度におけるガソリンの使用量は24,265リットルで56,296kg-CO₂の温室効果ガスが排出されました。

ガソリンは主に庁用車等の燃料に利用されています。福祉施設では老人福祉センターと温泉プールでの使用があり、学校施設では主に給食調理場の配送車で使用されています。また、各学校および施設の草刈り等の燃料としても使用されています。

(表2-6)

表2-6 ガソリン使用量及び温室効果ガス排出量 (単位: kg-CO₂)

施設分類	使用量(L)	温室効果ガス排出量
庁舎施設	15,345	35,599
学校施設	1,723	3,997
福祉厚生施設	7,133	16,548
観光施設	0	0
上下水道施設	0	0
その他施設	65	151
合計	24,265	56,296

②灯油

令和5年度における灯油の使用量は97,320リットルで242,327kg-CO₂の温室効果ガスが排出されました。温泉センター、温泉プールでの年間使用量は91,600リットルで最も多く、使用量のほとんどを占めており、残りを斎場施設で使用しています。灯油は主にボイラーの燃料として使用されています。(表2-7)

表2-7 灯油使用量及び温室効果ガス排出量 (単位: kg-CO₂)

施設分類	使用量(L)	温室効果ガス排出量
庁舎施設	0	0
学校施設	0	0
福祉厚生施設	91,600	228,084
観光施設	0	0
上下水道施設	0	0
その他施設	5,720	14,243
合計	97,320	242,327

③軽油

令和5年度における軽油の使用量は21,338リットルであり、55,053 kg-CO₂の温室効果ガスが排出されました。軽油は主に堆肥センターでの発電機や重機、巡回バスおよび福祉厚生施設車輛の燃料として使用されています。(表2-8)

表2-8 軽油使用量及び温室効果ガス排出量 (単位: kg-CO₂)

施設分類	使用量(L)	温室効果ガス排出量
庁舎施設	4,711	12,154
学校施設	0	0
福祉厚生施設	3,113	8,031
観光施設	0	0
上下水道施設	293	756
その他施設	13,222	34,113
合計	21,338	55,053

④A重油

令和5年度におけるA重油の使用量は18,900リットルであり、51,219 kg-CO₂の温室効果ガスが排出されています。

A重油の使用は老人福祉センターのみでボイラーの燃料として使用されています。(表2-9)

表2-9 A重油使用量及び温室効果ガス排出量 (単位: kg-CO₂)

施設分類	使用量(L)	温室効果ガス排出量
庁舎施設	0	0
学校施設	0	0
福祉厚生施設	18,900	51,219
観光施設	0	0
上下水道施設	0	0
その他施設	0	0
合計	18,900	51,219

⑤プロパンガス（LPG）

令和5年度におけるプロパンガス（LPG）の使用量は4,275 m³で、12,825 kg-CO₂の温室効果ガスが排出されました。プロパンガスの年間使用量は福祉厚生施設で最も多く、特に温泉センターで使用量が多くなっています。（表2-10）

表2-10 LPG使用量及び温室効果ガス排出量（単位：kg-CO₂）

施設分類	使用量（m ³ ）	温室効果ガス排出量
庁舎施設	0	0
学校施設	1,247	3,740
福祉厚生施設	2,956	8,868
観光施設	0	0
上下水道施設	72	216
その他施設	1	2
合計	4,275	12,825

⑥電力

令和5年度における電力使用量は3,183,912kWhで、1,292,668 kg-CO₂の温室効果ガスが排出されました。苓北町の事務・事業に使用した電力は、庁舎屋上および各学校（都中旧校舎含む）屋上、坂瀬川公民館屋上に設置された太陽光発電からの電力供給を除き、すべて一般電気事業者（九州電力）から供給されています。上下水道施設、福祉厚生施設の順で多く使用されています。（表2-11）

表2-11 電力使用量及び温室効果ガス排出量（単位：kg-CO₂）

施設分類	使用量（kWh）	温室効果ガス排出量
庁舎施設	332,553	135,017
学校施設	517,476	210,095
福祉厚生施設	716,547	290,918
観光施設	65,457	26,576
上下水道施設	1,464,310	594,510
その他施設	87,569	35,553
合計	3,183,912	1,292,668

(3) 温室効果ガスに直接換算しないものについて

①水道使用量

水道の使用量は、本実行計画の中で排出された二酸化炭素の量に直接換算しませんが、浄水場等で水処理のために電力を使用することにより二酸化炭素が排出されます。したがって、節水などにより水の使用量を削減すれば、間接的に二酸化炭素の排出量を抑えることができます。

令和5年度における水道使用量は、28,835 m³でした。福祉厚生施設、学校施設、観光施設の順で使用量が多くなっています。(表2-13)

表 2-13 施設分類毎水道使用量 (単位：m³)

施設分類	使用量
庁舎施設	917
学校施設	9,233
福祉厚生施設	16,742
観光施設	1,044
上下水道施設	880
その他施設	19
合計	28,835

※資源循環施設では井戸水を使用しているため、水道使用量データがない。

②紙使用量

紙の使用も本実行計画の中で二酸化炭素に直接換算しませんが、紙は主に木から作られており、木は二酸化炭素を吸収してくれる役割をします。また、紙を製造する際には多くの燃料を使用します。したがって、紙使用の抑制や古紙を利用することによって二酸化炭素の排出量を抑えることができます。

令和5年度における紙使用量(紙購入量)はA4用紙換算で約193万枚でした。紙は庁舎施設、学校施設の順で多く使用されていました。(表2-14)

表 2-14 施設分類毎紙購入量 (単位：A4換算枚)

施設分類	使用量
庁舎施設	1,068,500
学校施設	849,408
福祉厚生施設	19,100
観光施設	0
上下水道施設	0
その他施設	0
合計	1,937,513

第3章 目標

1 計画の目標

(1) 第4期計画の目標に対する削減結果

平成14年度を基準年度とした第1期計画期間(平成16～20年度)では平成20年度までに平成14年度比で温室効果ガスを5%削減することを目標とし、平成19年度を基準年度とした第2期計画期間(平成21～25年度)では平成25年度までに平成19年度比で温室効果ガスを4%削減、平成24年度を基準年度とした第3期計画期間(平成26～30年度)では平成30年度までに平成24年度比で温室効果ガスを3%削減、第4期計画期間(平成31～令和6年度)では令和6年度までに平成31年度比で温室効果ガスを1%削減することを目標としました。

令和5年度では、苓北町の事務・事業で排出する温室効果ガスは平成31年度と比較して1.0%削減されました。(表3-1)

表3-1 第4期計画温室効果ガス排出量の推移 単位：t-CO2

年 度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	備考
排 出 量	1,728	2,040	1,679	1,888	1,710	
基準年度比	-	+15.2%	-2.9%	+8.4%	-1.0%	

(2) 措置の目標

国の地球温暖化対策計画や熊本県の第六次熊本県環境基本計画及び苓北町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)等を踏まえて第5期計画期間の目標を次のとおりとします。平成25年度(2013年度)の温室効果ガス排出量2,396 t-CO2から40%を削減した1,436 t-CO2を目標に定めました。

※基準年度となる令和5年度(2023年度)の排出量1,710 t-CO2と比較して令和12年度(2030年度)までに **16%の削減**。1,710 t-CO2 → 1,436 t-CO2 (▲16%)

<直接的に温室効果ガス排出に関するもの>

- ガソリン 全ての施設で目標年度までに16%削減する。
- 灯 油 全ての施設で目標年度までに16%削減する。
- 軽 油 全ての施設で目標年度までに16%削減する。
- A重油 全ての施設で目標年度までに16%削減する。
- プロパンガス 全ての施設で目標年度までに16%削減する。
- 電 力 全ての施設で目標年度までに16%削減する。
- 上記以外の項目 基準年度を上回らないことを目標とする。

<間接的に温室効果ガス排出に関するもの>

- 水道使用量 全ての施設で目標年度までに1%削減する。
- 紙使用量 全ての施設で目標年度までに3%削減する。
- 廃棄物排出量 全ての施設で目標年度までに可燃物・不燃物は5%削減、資源物は5%増加させる。

苓北町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)第5期計画

(3) 苓北町の温室効果ガス総排出量削減目標

苓北町の事務・事業によって発生する温室効果ガス排出量を令和12年度(2030年度)までに上記措置の目標を達成し、令和5年度(2023年度)の排出量と比較して16%の削減に努め、温室効果ガスの削減に努めます。(表3-2, 表3-3)

表3-2 施設分類毎目標値

(単位：t-CO2)

施設分類	令和5年度 (2023年度)	削減目標量	令和12年度 (2030年度) 目標	基準年度比
庁舎施設	183	29	154	-16%
学校施設	218	35	183	-16%
福祉厚生施設	604	97	507	-16%
観光施設	26	4	22	-16%
上下水道施設	595	95	500	-16%
その他施設	84	14	70	-16%
合計	1,710	274	1,436	

表3-3 項目別目標値

(単位：t-CO2)

項目	令和5年度 (2023年度)	削減目標量	令和12年度 (2030年度) 目標	基準年度比
ガソリン	56	9	47	-16%
灯油	242	39	203	-16%
軽油	55	9	46	-16%
A重油	51	8	43	-16%
LPG	13	2	11	-16%
電気使用量	1,293	207	1,086	-16%
合計	1,710	274	1,436	

項目 (省エネ・リサイクル)	単位	令和5年度 (2023年度)	削減 目標量	令和12年度 (2030年度) 目標	基準年度比
水道使用量	m ³	28,835	288	28,547	-1%
紙購入枚数 (A4換算)	枚	1,937,513	58,125	1,879,388	-3%

第4章 取り組み

1 取り組み事項

計画目標達成へ向けた取り組み事項は大きく次のように分かれます。

- 物品等の購入・使用にあたっての取組
- 建物の管理等にあたっての取組
- その他の事務・事業にあたっての環境保全への取組

以上の3つの具体的な項目を示しました。

これら具体的な項目を積極的に実施することによって、苓北町における活動量を最小限にし、結果として温室効果ガスの排出量を削減します。また、全ての項目が全施設で実施されるわけではなく、施設ごとの特性に合わせて可能な項目を実行していくこととします。

(1) 物品等の購入にあたっての取り組み

配慮項目	取り組み事項	対象となる製品例
1 用紙類の購入	○古紙配合率の高い用紙の使用	コピー用紙 更紙 封筒 作文用紙
	○古紙配合率の高い印刷物の発注	名刺 帳票類 報告書 広報誌
	○再生紙が使用されている製品の使用	トイレットペーパー
2 電気製品	○省エネ製品の導入及び更新	コピー機 パソコン 省エネ型照明(LED)
	○事務所の規模にあった機器の選択	プリンタ テレビ
3 公用車	○低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車等）の導入 ※詳細については、本計画別冊の苓北町次世代自動車導入計画に記載	電気自動車 ハイブリッド自動車
4 文具・事務機器等	○再生紙が（全部又は一部）使用されている製品の購入	ノート 封筒 付箋紙 文書保存箱
	○使用後再生できる用紙類の購入	ノーカーボン紙、感熱紙、ビニールコート紙等は避ける
	○紙以外の再生された製品の購入	リサイクルトナー 鉛筆 ボールペン
5 容器・包装材	○簡易包装された商品の購入	
	○詰め替え可能な製品の購入	ボールペン芯 合成のり
6 その他の製品	○長期使用が可能な製品の購入	部品の交換修理が可能な製品
	○環境ラベリングが付いた商品の購入	

(2) 建物の管理・物品の使用等にあたっての取り組み

配慮事項	取り組み項目	取組の詳細
1 用紙類の使用	○資料、事務手続きの簡素化	添付資料の見直し 封筒の配布禁止
	○文書、資料の共有化	スライド等の使用
	○コピー・印刷の適正化、ペーパーレスシステムの活用	両面印刷 裏面コピー 両面コピー 電子メール 回覧・掲示板の活用
	○使用量の把握・管理	
2 水の使用	○日常的な節水の励行	手洗い、はみがき時の節水
	○水漏れ点検の徹底	
	○公用車の洗車方法の改善	バケツ利用による洗車
	○使用量の把握・管理	
3 電気の使用	○照明機器管理	照明点灯箇所の削減 ライトアップの削減 昼休み消灯 時間外の一部点灯
	○事務機器（パソコン・プリンター）の省エネ管理	電源の管理、節電・待機モードへの切り替え
	○空調機器の適正管理	使用抑制 窓・出入口の開放禁止 適温励行（暖房 20℃、冷房 28℃） クールビズ・ウォームビズの促進
	○エレベーターの使用削減	階段の利用
	○ブラインド及びカーテンの利用・工夫・調節	こまめに調節
	○定時退庁日の徹底	毎週金曜日の定時退庁
	○使用量の把握・管理	
4 再生可能エネルギーの導入	○町有施設への再生可能エネルギー（太陽光発電設備）の導入拡大 ※詳細については、本計画別冊の「公共施設への太陽光発電設備導入調査報告書」に記載	別冊について…環境省補助事業 令和 5 年度補正二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金「公共施設への太陽光発電設備導入調査事業」により令和 6 年度に策定

荅北町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)第5期計画

配慮事項	取り組み項目	取組の詳細
5 省エネルギー設備の導入・電化の推進	○町有施設への省エネルギー設備の導入と電化の促進	エネルギーマネジメントシステムの導入 省エネ型照明(LED)の導入 サッシの二重化 壁、床、天井の断熱設備の導入 電動草刈り機、電動チェーンソーの導入 ヒートポンプ式給湯器の導入
6 公用車燃料の使用	○低公害車の優先的利用	エコカーの優先利用
	○相乗りの励行	出張時の相乗り励行
	○エコドライブ(経済運転)の徹底	アイドリングの禁止 不用物の不積載 急発進・急加速の抑制
	○自転車利用の推進	ノーマイカー運動の推進
	○車輦整備	タイヤ空気圧調整
	○公用車走行ルートの合理化	事前にルートの確認
	○使用量の把握・管理	
5 その他の燃料の使用	○ガスコンロ・湯沸かし器の効率的使用	給湯温度設定の調節
	○ボイラー等の重油使用量の抑制	適正運転
	○使用量の把握・管理	
6 その他	○製品の適切な修繕	費用対効果を考慮し買換えも検討
	○製品の再利用(繰り返し使用)	使用済み封筒、文書保存箱の再利用

(3) その他の事務・事業に当たっての環境保全への取り組み

配慮事項	取り組み項目	取組の詳細
1 廃棄物の減量化	○廃棄される用紙類の減量	両面コピーの励行 可燃ごみの減量
2 資源化、リサイクル	○用紙類の資源化	分別の徹底 資源回収ボックスの設置
	○廃棄文書、図書等の資源化	分別の徹底 決められた日に出す
	○分別収集用回収容器の設置、使用の徹底	コピー済み紙 ペットボトル 空き缶・空き瓶 新聞紙
	○テプラカートリッジのリサイクル	専用回収ボックスに入れる
	○トナーカートリッジのリサイクル	再使用の徹底
	○リサイクルの組織化	「ごみの出し方」の徹底

第5章 推進と点検・評価

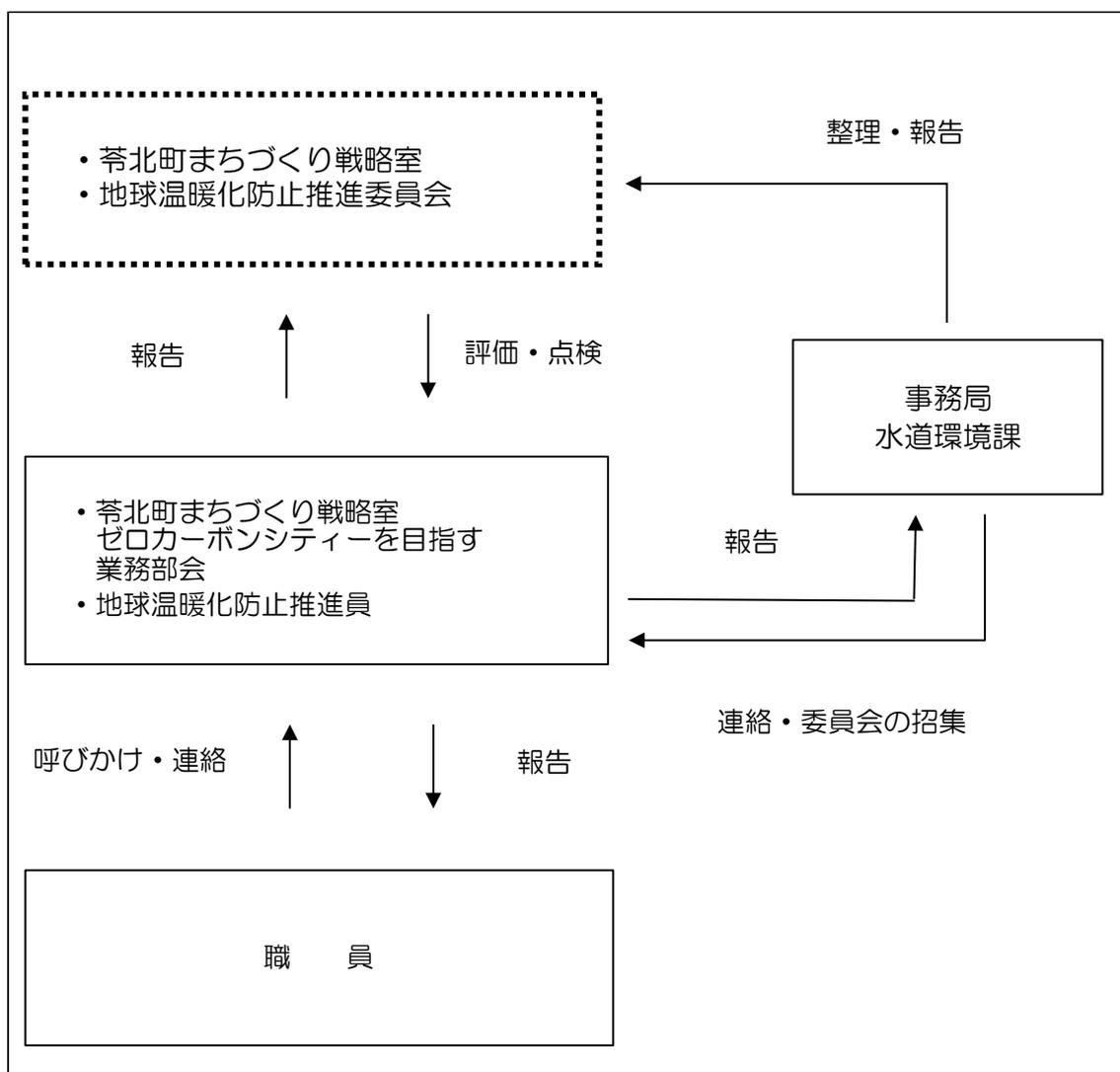
1 推進、点検及び評価

(1) 計画の推進・点検体制

計画の推進・点検体制を（図5-1）に示します。計画を効率的に推進するため、苓北町地球温暖化防止推進委員会（以下、「推進委員会」）及び苓北町まちづくり戦略室ゼロカーボンシティを目指す業務部会を設置するとともに各課から1名の「推進員」を選出します。

「推進員」は各課において一般職員への呼びかけや点検調査票を記入し、その結果などを事務局に報告します。「事務局」は各種データを取りまとめ、「推進委員会」へ報告します。「推進委員会」では、報告を受け、計画の見直しや目標値の検証を行うこととします。（図5-1）

図5-1 推進・点検体制



(2) 計画の評価方法

毎年の評価は各課及び対象施設に点検調査票を配布・回収し、集計した結果から実施します。評価は毎年行います。

○年間の活動量の把握（温室効果ガス総排出量の把握）・・・入力表

その年度における温室効果ガス総排出量を算定し、削減目標との整合性を評価します。また取り組み事項がどの程度実施されているかをチェックし、その結果から次年度以降の取り組み事項を決めます。

(3) 職員の取り組み等

職員の取り組みとして（表 5-1）に示すものを必要に応じて実行します。

表 5-1 職員の取り組み内容

種別	目的	内容
ゼロカーボンシテ ィーを目指す業務 部会推進員	実行計画の重要性・必要性和 それぞれの役割の認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の目的及び内容 ・ 点検の手順と方法 ・ 一般職員への呼びかけ ・ 職員の指導及び育成
一般職員	環境に対する自覚と取 り組みに対する理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化関連情報 ・ 計画の目的及び内容 ・ 取り組みの内容と方法

第6章 公表・その他

1 点検結果の公表

- 職員への公表 ～ 点検調査結果を回覧し、会議などにおいて周知します。
- 住民への公表 ～ 住民からの請求に応じて、随時公表します。

2 その他の地球温暖化への取り組み

地球温暖化防止のため実行計画を推進するとともにアイドリング・ストップ宣言事業所への参加、やブラックイルミネーションへの参加などの取り組みも行っています。

苓北町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）運用の手引き

1 推進員の役割

推進員の主な役割は、計画の目的と内容の把握、事務局との連絡調整、温室効果ガス排出量点検調査票の提出、一般職員への呼びかけなどがあります。

2 個別の取り組みの方法

○物品等の購入・使用にあたっての取組

物品の購入品目の確認、再使用・再利用できる製品の購入に気を付ける。

○建物の管理等にあたっての取組

不必要なエネルギーは使用しないよう気を付ける。

○その他の事務・事業に当たっての環境保全への取組

積極的にリサイクル・資源化を進める。

3 点検調査票と記入方法

毎年の点検作業は、各課推進員に調査票を配布・回収することにより実施します。

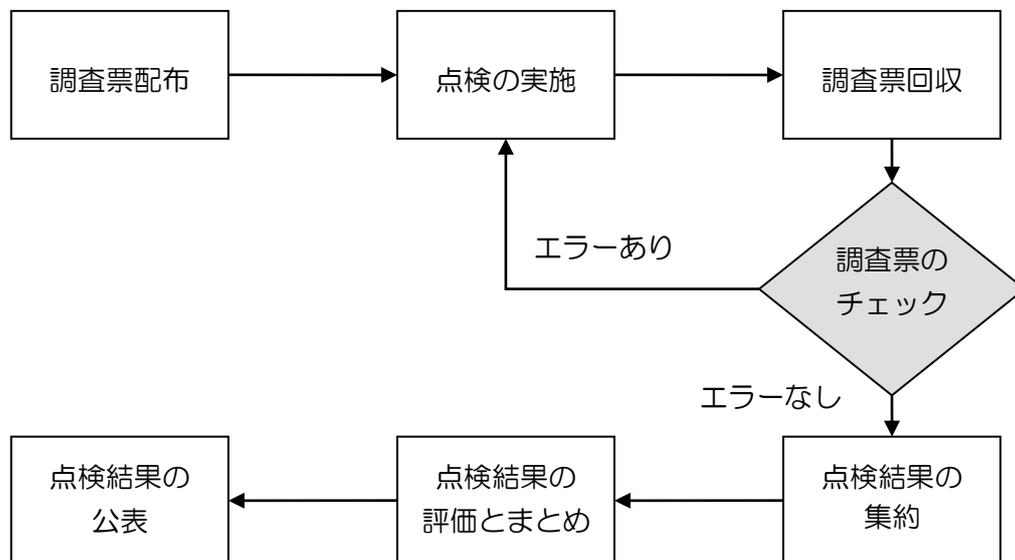
○入力表・・年間の活動量（温室効果ガス総排出量）の把握（各課・各施設）

入力表については、事務局から推進員にエクセルデータで入力表を配布し、毎月の活動量を記入します。入力の完了したデータは事務局で集計し、その年度における温室効果ガスの総排出量を算定します。

4 具体的点検の方法

推進員から提出された調査票の点検及び集計を事務局で行います。昨年度と比較し、大幅な数値差が見られる項目は再度推進員に調査を依頼し、確認を行います。確認後、その年の温室効果ガス総排出量が算定されます。

点検手順

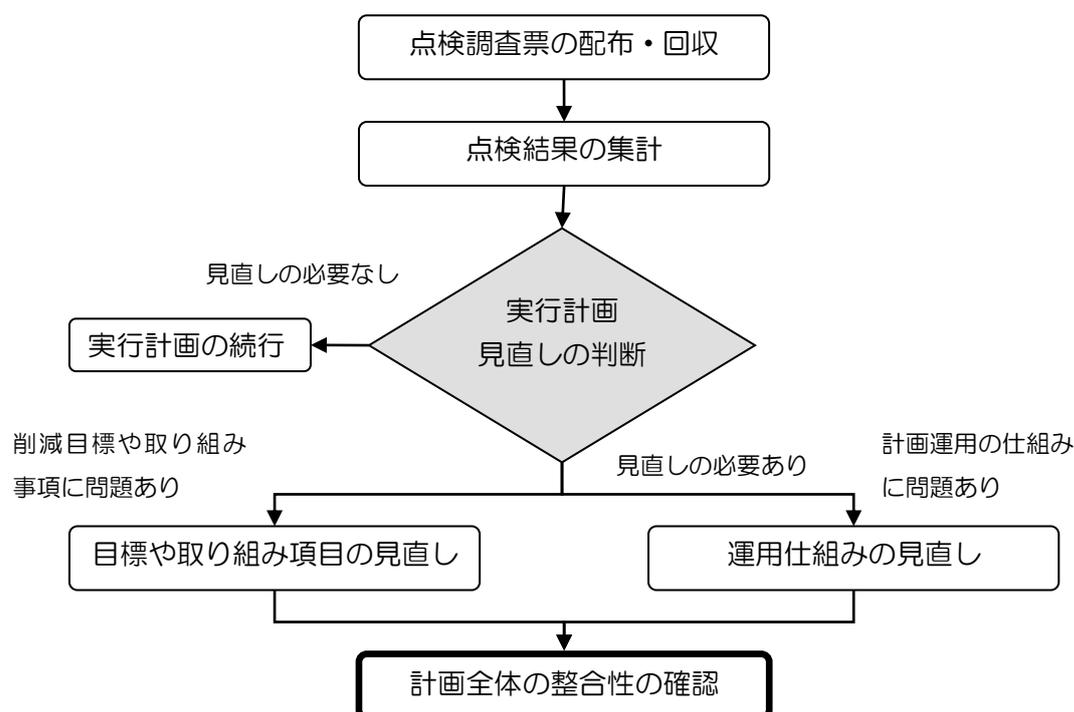


5 点検結果のチェックと報告

入力表の結果と基準年度（令和 5 年度）と比較することにより評価を行います。新規の施設や組織変更等があるため、前年度との比較も行います。点検結果から今後の方針を定めていきます。

6 実行計画の見直しの判断について

実行計画の見直しには、目標や取り組みについての見直し及び運用の仕組みについての見直しがあります。実行計画の見直しを行う必要があるかを判断する場合、以下のとおり行います。



7 評価内容

温室効果ガス総排出量の目標達成度のチェック

点検調査票によって、その年度の温室効果ガス総排出量を算出し、削減目標との整合性を検討します。削減目標は令和 12 年度（2030 年度）の数値目標ですが、年度ごとの評価により目標値の妥当性を判断します。

8 目標や取り組み項目の見直し

目標を十分に達成した場合

温室効果ガスの総排出量が目標値を十分に達成した場合は、そのまま実行計画を続行しますが、さらに厳しい削減目標を設定することも考えられます。その場合は取り組み事項の目標も併せて、厳しい目標を設定する必要があります。

目標設定の際、具体的な取り組み事項を実際に実行した場合の削減量を試算した後

に、温室効果ガス総排出量の削減目標を設定した方がより実行性のある削減目標が設定できます。

これにより、温室効果ガスの総排出量の削減目標と各取り組み事項の目標との整合性が図られます。

目標達成に満たない場合

温室効果ガスの総排出量が目標値にまだまだ満たない場合は、削減目標のレベルを下げて設定することが考えられます。その場合は、取り組み事項の目標も併せて、下げる必要があります。また、当初の目標値をなぜ満たせなかったのか、原因を究明する必要があります。

— 実行計画における「排出係数」について —

排出係数は、その活動量一単位あたりに排出される温室効果ガスの量です。

排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「施行令」）第3条第1項」の規定に基づき毎年定められることになっており、その排出係数を使って温室効果ガスの総排出量を算定しています。

本計画における排出係数は次のとおりです。

温室効果ガスの種類	活動区分		排出係数
二酸化炭素	燃料の使用量	ガソリン	2.32 (kg-CO2/L)
		灯油	2.49 (kg-CO2/L)
		軽油	2.58 (kg-CO2/L)
		A重油	2.71 (kg-CO2/L)
		プロパンガス	3.00 (kg-CO2/m3)
	電力（一般電気事業者の使用量）	0.406 (kg-CO2/kwh)	

引用：環境省・九州電力ホームページより

苓北町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

発 行：苓北町

編 集：苓北町役場 水道環境課

住 所：〒863-2503 熊本県天草郡苓北町志岐 660 番地

電 話：0969-35-3335

F A X：0969-35-2454

発行年月：2025（令和7）年3月